

国土交通省関東地方整備局  
令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業

「国営武蔵丘陵森林公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事項	内容
事業概要	<p>国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県滑川町、熊谷市）における運営維持管理業務</p> <p>1)公園運営維持管理業務(委託費により行う業務)</p> <p>①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</li> <li>・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等</li> <li>・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）</li> <li>・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視等</li> <li>・発災時の利用者避難誘導（大規模災害等発生により国が公園を防災拠点として使用する場合に、入園者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援）</li> </ul> <p>②施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）</li> <li>・清掃（園内清掃、園内建物清掃）等</li> </ul> <p>③植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生管理、中低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）</li> </ul>

	<p>2)収益施設等設置管理運営業務（土地使用料を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食・物販施設、駐車場等の管理運営</li> </ul> <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食・物販施設等の設置・管理運営</li> <li>・ 臨時飲食・物販施設等の設置・管理運営</li> </ul>
事業実施期間	<p>平成 31 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの 4 年間</p> <p>（※評価対象期間は、平成 31 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）</p>
受託事業者	<p>H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 森林公園里山パークス共同体</p>
契約金額（税抜）	<p>¥2,295,500,000 円</p> <p>（平成 30 年度：71,382,000 円）</p> <p>（令和元年度：566,973,000 円）</p> <p>（令和 2 年度：569,832,000 円）</p> <p>（令和 3 年度：576,075,000 円）</p> <p>（令和 4 年度：511,238,000 円）</p>
入札の状況	<p>入札説明書交付者：7 者、入札参加者：2 者</p>
事業目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、平成 30 年 6 月 1 日の提出期限までに入札参加者 2 者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p>

	入札価格については、平成 30 年 9 月 25 日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、森林公園里山パークス共同体を受託事業者として決定した。
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況はなかった。

## II 評価

### 1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

#### (1) 包括的な質

##### 1) 公園利用者数の確保

##### ①年間及び四半期ごとの公園利用者数

##### ア 達成すべき質

- ・平成 30 年度(平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで) 87 千人以上
- ・令和元年度から令和 3 年度

下表に示す数値以上であること。

第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	年間
310 千人	153 千人	244 千人	113 千人	821 千人

##### イ 結果

- ・平成 30 年度(平成 31 年 2 月から 3 月)の公園利用者は 98,418 人となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の公園利用者は年間 923,220 人となり、達成すべき質は確保された。  
また、その内訳は、第 1 四半期 340,914 人、第 2 四半期 130,380 人、第 3 四半期 256,889 人、第 4 四半期 195,037 人となっており、第 2 四半期では達成すべき質が確保されなかったため、国から文書による業務改善を指示した。

受託事業者が要因分析を行った結果、7 月は長雨、8 月は連続した猛暑日、9 月は台風の影響があったことと、無料入園日や連休に降雨の日が多く、天候が

大きく影響したことを要因として挙げている。

以上の要因から達成すべき質を満足するための改善策として、第3四半期以降、花修景やイベント、広報を強化する改善策を実施した。10月から12月まで実施した夜間ライトアップ&イルミネーションに併せて開花する冷凍ユリ、アイスチューリップを情報発信したり、12月の夜間開園のスターライトイルミネーションについては、実施期間を当初予定の11日間から21日間へ期間を増やし、入園者数の確保に努めた。

その結果、第3四半期、第4四半期では達成すべき質を確保し、年間での達成すべき質が確保された。

- ・令和2年度の公園利用者は年間688,034人となり、達成すべき質は確保されなかった。

また、その内訳は第1四半期43,214人、第2四半期127,605人、第3四半期341,443人、第4四半期175,745人となっており、第1四半期及び第2四半期で達成すべき質が確保されなかった。

主な理由として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月8日から5月31日まで臨時休園としたこと、また、子どもたちで賑わう水遊び場を利用中止にしたこと（例年は4月下旬～9月中旬に利用）による影響と考えられるため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によることと判断した。

今後は令和3年度の年間の達成すべき質の確保に向けて、夜間ライトアップ&イルミネーションや、季節の動植物について積極的な情報発信に取り組む予定である。

表1 年間及び四半期ごとの公園利用者数

達成すべき質	平成30年度実績 (2月～3月)	令和元年度 実績	令和2年度 実績
平成30年度 87千人以上	98,418人		
年間 821千人以上		923,220人	688,034人
第1四半期 310千人以上		340,914人	43,241人
第2四半期 153千人以上		130,380人	127,605人
第3四半期 244千人以上		256,889人	341,443人
第4四半期 113千人以上		195,037人	175,745人

## 2) 利用者満足度の確保

- ①公園の運営に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の年間及び四半期ごと

の回答比率

ア 達成すべき質

- ・平成30年度（平成31年2月から平成31年3月まで） 95%以上
- ・令和元年度から令和3年度

下表に示す数値以上であること。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
95%	95%	95%	95%	95%

イ 結果

- ・平成30年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が97.3%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で97.6%となり、達成すべき質は確保された。

また、その内訳は第1四半期97.2%、第2四半期97.4%、第3四半期97.8%、第4四半期98.1%となっており、年間を通じて達成すべき質が確保された。

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月8日から5月31日まで臨時休園としたことから、4月及び5月は調査を実施していないため6月のみの調査であったが、第1四半期97.5%、第2四半期98.1%、第3四半期99.1%、第4四半期98.1%となっており、年間を通じて達成すべき質は確保された。

表2 年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	平成30年度 実績(2月～3月)	令和元年度 実績	令和2年度 実績
平成30年度 95%以上	97.3%		
年間 95.0%以上		97.6%	98.4%
第1四半期 95%以上		97.2%	97.5%
第2四半期 95%以上		97.4%	98.1%
第3四半期 95%以上		97.8%	99.1%
第4四半期 95%以上		98.1%	98.1%

3) 公園特性を生かした植物管理

- ① 「都市緑化植物園」に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の年間及び

## 四半期ごとの回答比率

### ア 達成すべき質

- ・平成30年度（平成31年2月から平成31年3月まで） 95%以上
- ・令和元年度から令和3年度

下表に示す数値以上であること。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
95%	95%	95%	95%	95%

### イ 結果

- ・平成30年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が100.0%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.8%となり、達成すべき質は確保された。  
また、その内訳は第1四半期99.4%、第2四半期97.6%、第3四半期100.0%、第4四半期97.2%となっており、年間を通じて達成すべき質が確保された。
- ・令和2年度は、「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答比率が年間で97.5%となり達成すべき質は確保された。

また、その内訳は第1四半期93.8%、第2四半期97.2%、第3四半期99.3%、第4四半期96.1%となっており、第1四半期において達成すべき質が確保されなかった。

主な理由として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月8日から5月31日まで臨時休園としたこと、6月1日の再開後も、都市緑化植物園の主な評価対象である屋内展示やイベントが実施できなかったことが影響したものと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大の恐れが少ないと思われる屋外展示や、季節ごとに園内で開花する様々な植物について、来園者の満足感が得られるような管理・演出に取り組む予定である。

表3 「公園特性を生かした植物管理」の「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の回答比率

達成すべき質	平成30年度 実績(2月～3月)	令和元年度実績	令和2年度実績
平成30年度 95%以上	100.0%		
年間 95%以上		98.8%	97.5%
第1四半期 95%以上		99.4%	93.8%
第2四半期 95%以上		97.6%	97.2%
第3四半期 95%以上		100.0%	99.3%
第4四半期 95%以上		97.2%	96.1%

4) 多様な利用プログラムの提供

①利用プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	平成30年度 (平成31年2月 ～3月)	令和元年度から 令和3年度
利用プログラム(「学校等対象の環境学習プログラム」及び「都市緑化植物園で実施するガイドアー」)の年間開催回数	18回以上	119回以上

イ 結果

- ・平成30年度の利用プログラムの開催回数は、36回であり、達成すべき質は確保された。
- ・令和元年度の利用プログラムの開催回数は、187回であり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の利用プログラムの開催回数は、140回であり、達成すべき質は確保された。

表4 「学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校等）対象の環境学習プログラム」及び「都市緑化植物園で実施するガイドツアー」の年間開催回数

達成すべき質	平成30年度 実績(2~3月)	令和元年度 実績	令和2年度 実績
利用プログラムの年間開催回数 119回以上 (平成30年度は18回以上)	36回	187回	140回

5) 情報受発信

①マスコミによる年間報道件数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	平成30年度 (平成31年2月 ~3月)	令和元年度から 令和3年度
マスコミによる年間報道件数	/	825件以上

イ 結果

- ・令和元年度のマスコミによる年間報道件数は、857件であり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度のマスコミによる年間報道件数は、719件であり、達成すべき質は確保されなかった。

主な理由として、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から5月までプレスリリースの配信を止めたことや、外出を伴う記者室への投げ込みを控えたこと、また、多くのイベントが中止になり、リリースできた内容が園内の花の開花状況のみとなったことが考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。また、例年公園の記事を掲載していた広報誌や情報誌が休刊になったことも影響していると考えられる。

今後は令和3年度の年間の達成すべき質の確保に向けて、新聞・雑誌だけでなく、他の広報媒体（テレビ・ラジオ）にも積極的な情報発信を行うことにより、報道件数を伸ばせるよう取り組む予定である。

表5 マスコミによる年間報道件数

達成すべき質	平成30年度実績 (平成31年2月～3月)	令和元年度実績	令和2年度実績
マスコミによる年間報道件数 825件以上		857件	719件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

① マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整の下相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入等を行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

② 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い本公園の認知度を向上すること。

2) 施設・設備維持管理業務

① 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

② 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状

況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

#### 4) 収益施設等管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理の下、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

### イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、個別業務の質の最低水準のうち、確認する項目を設定し、運営維持管理者から提出される『管理月報』や『月別業務執行調書』及び現地状況を調査職員が確認している。

平成 30 年度及び令和元年度、令和 2 年度は運営維持管理者から調査職員に対して適切に『管理月報』『月別業務執行調書』が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

なお、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4 月 8 日から 5 月 31 日まで臨時休園した期間においても、施設管理、植物管理などは実施していることから、調査職員による履行を確認している。

### (3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される事業連絡会議(国職員と運営維持管理者との定例の意見交換の場)等で調整を行い実施している。

#### ①実施状況

##### 1. 【ドローン導入による清掃作業の効率化】



ドローンの操作状況

利用者が多い土日祝日翌朝の園内清掃は、対象エリアを徒歩で巡回して状況を確認する必要があり、斜面地が多い本公園では多大な労力を要する。そのため、無人航空機(ドローン)を用いて上空から巡回を行い、ピンポイントで清掃場所を特定している。

## 2. 【福祉施設の就労支援】



資源ごみの分別作業状況

地元の福祉施設の就労支援として、本公園で回収した資源ごみの分別作業を地元の福祉施設に委託している。

## 3. 【受動喫煙対策の強化】



撤去した喫煙所

改正健康増進法の施行を受けた望まない受動喫煙の防止を図るため、また、入園料改定により、小人の入園料が無料となり、小人の利用増加が今後も予想されることから、禁煙エリアの拡大を実施した。

## 4. 【レンタサイクル】



コロナ禍で好調なレンタサイクル

令和2年7月の早朝開園時のレンタサイクル導入や、混雑時間の分散を図る目的で試行した、午後から自転車を貸し出す時間割引料金の設定、返却場所フリーサービスの拡充により、前年を大きく上回る利用増（令和2年8月は前年比261.2%）につながった。

## 5. 【公園の魅力再発見する非日常プログラム】

	<p>10月～12月にストーリー性のある夜間開園イベントを開催。令和元年度第2四半期の入園者数が達成すべき質を下回ったことから、12月の夜間開園を当初の11日間から平日を含めた21日間の実施とし、集客アップにつなげた。</p> <p>期間：令和元年10月12日～12月29日 期間中の公園利用者数：69,431名</p>
ライトアップしたカエデ園	

### ②評価

無人航空機（ドローン）による清掃作業の効率化については、巡回を開園前後に実施しており、広い面積を有する本公園において、ペットボトルのキャップ程度まで識別が可能な高精度のドローンを使用することで短時間で確認ができるため、作業効率が大きく向上している。

福祉施設の就労支援は、福祉施設との連携により、地域の身障者等の就労促進が図られている。

受動喫煙対策の強化については、禁煙エリアの拡大により安全で快適な公園利用が図られ、満足度が向上するとともに、来園者の要望や社会的ニーズに応えることにより、公園のイメージアップにつながっている。

レンタサイクルについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として臨時休園し6月1日に再開園した後は、屋外で人との接触が避けて園内を利用できることからレンタサイクルの需要が高まっている。令和2年7月の早朝開園時のレンタサイクルの導入や時間割引料金の設定等の取組により、前年を大きく上回る利用増に繋がった。

夜間開園イベントについては、例年実施しているものであり、令和元年度は第2四半期で公園利用者数が達成すべき質を下回ったため、民間事業者の改善提案による改善実施事項として行った夜間開園イベントにおいて、当初計画では土日祝日だけ実施予定のところ、平日10日間を追加して実施したことにより、第3四半期は達成すべき質を上回る事ができた。

### 2. 実施経費についての評価

従前経費（平成23年度）と令和元年度の実施経費を比較すると、削減額は36,456千円（削減率6.0%）となる。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成23年度の労務単価に置き換えた場合は、令和元年度の実施経費が493,813千円となり109,615

千円（18.2%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従来経費 (A) (税抜き)	平成 23 年度：603,428 千円	同左
契約額 (B) (税抜き)	4 年 0 ヶ月：2,295,500 千円 平成 30 年度：71,382 千円 令和 元年度：566,973 千円 令和 2 年度：569,832 千円 令和 3 年度：576,075 千円 令和 4 年度：511,238 千円	令和元年度の実施経費 493,813,167 円
削減額 (C)	令和元年度との比較 36,455,572 円	令和元年度との比較 109,615,405 円
削減率 (C/ A×100)	令和元年度との比較 6.0%	令和元年度との比較 18.2%

### 3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

### 4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

#### (1) 入札参加者の募集に関する改善

- 入札公告から申請書類等の受付期間の延長

市場化テスト1期目（平成23年度入札公告）では28日間であったが、市場化テスト3期目（平成30年度入札公告）では35日間に延長した。

- 入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報

市場化テスト3期目に新たに実施した。

- 包括的な質の設定に関する改善

市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、多様な利用プログラムの提供、情報受発信については年間のみ達成すべき質を設置した。

- 収益施設等設置管理運營業務の対象拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対

象に、飲食・物販施設等の設置運営を追記した。

- ・提案項目審査における加算点の配分拡大

新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト	市場化テスト
	1 期目	3 期目
自主事業の提案	10 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	10 点	20 点
従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	145 点	193 点

## (2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

## 5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は2期目が1者であったが、3期目は2者となり競争性が改善された。

実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、業務内容に対して、「過年度の実施経費が低く、採算が取れない」との意見があったが、これまでの市場化テストにおける事業者の創意工夫により業務が効率化された結果、過年度の実施経費にて業務の質が確保されているものであり、予算の増額等による対応は難しいと考えている。また、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見があったが、1期目の公告期間が28日に対して、3期目は35日に延長しており、現行業務の実施状況を踏まえた次期業務の仕様の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、これ以上の延長は難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

## 6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

## 7. 評価のまとめ

### (1) 評価の総括

平成30年度及び令和元年度で、「達成すべき包括的な質」及び「個別事業の質」について、概ね達成されている。

令和2年度で、「達成すべき包括的な質」について、公園利用者数の確保など一部の項目は達成できなかった。主な理由として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月8日から5月31日まで臨時休園としたこと、また、多くのイベントが中止となったこと等が考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しながら、早朝開園時のレンタサイクル導入や午後から自転車を貸し出す割引料金の設定等により混雑分散を図り利用者増につなげている。また、10月から12月に実施している夜間開園のライトアップは、毎年人気を博しており、令和2年度の第3四半期は達成すべき質を大きく上回る公園利用者数となった。内容も10月のハロウィン、11月の紅葉見ナイト、12月はスターライトイルミネーションと3部構成としており、それぞれ趣の異なる内容とすること、それらの情報をSNSによりタイムリーに提供していることは評価できる。

公園利用者増につなげる取り組みを進め、各種改善提案を行うとともに民間事業者のノウハウを活かした様々なサービスの提供を行い、利用者満足度や利用プログラムの開催回数について達成できており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

### (2) 今後の方針

本事業については、上記5.(1)のとおり評価できることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定) II.1.(1)の基準を満たしていると考えられるため、今後、官民競争入札等監理委員会の審議を経て、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。